

鳥取県告示第 985 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	グループホーム あがりみち	境港市上道町 2087-2	認知症対応型共同生活介護	平成 19 年 10 月 15 日
株式会社ウエルベェン	鳥取市卯垣四丁目222	デイサービス家族	鳥取市雲山612	通所介護	平成 19 年 10 月 29 日
株式会社福山臨床検査センター	広島県福山市草戸町一丁目23-21	つばさ薬局	米子市上福原五丁目5-40	居宅療養管理指導	平成 19 年 11 月 1 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人こうほうえん	境港市誠道町 2083	デイハウスあがりみち	境港市上道町 2083-2	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 19 年 10 月 15 日
株式会社ウエルベェン	鳥取市卯垣四丁目222	デイサービス家族	鳥取市雲山612	介護予防通所介護	平成 19 年 10 月 29 日